

三種町営住宅入居者募集

申込みのしおり

～単独住宅～



★募集の日程★

1月を除いて、毎月募集します。

募集の日程は次のとおりですが、土・日・祝日にあたる場合、その他都合により変更になる場合があります。



お問い合わせ先：

三種町役場 建設課 管理係 TEL0185-85-4820

目次

	ページ
1 町営単独住宅とは？	1
2 募集にあたって	2
3 申込から入居まで	3
1. 申込から入居決定まで	3
2. 入居決定から入居まで	4
4 町営単独住宅の申込資格	5
5 申込時に必要な書類	7
6 家賃一覧	9
7 注意事項	10
1. 申込についての注意事項	10
2. 入居にあたっての注意事項	10
3. 入居後の注意事項	11
8 各種様式	12

1 町営単独住宅とは？

1. 町営単独住宅とは？

三種町の町営単独住宅は町が条例に基づき運営する住宅をいいます。住宅に困窮する方に定額で賃貸することで、居住の安定を図ることを目的としております。



2 募集にあたって

町営単独住宅の募集は、空家になった場合に随時募集し、その住宅へ入居者を決めるためのものです。町営単独住宅への申込をされる場合、いろいろな要件がありますので、この「申込のしおり」を最後までよくお読みください。

また、申込受付の審査の際、持参していただく書類がありますので、必要書類をよくお確かめください。(不足書類がありますと、受付できないことがあります。)

なお、入居申し込みできる住宅名、受付日時、受付場所などについては、三種町役場 建設課にお問い合わせください。



3 申込から入居まで

1. 申込から入居決定まで

申込の受付	必要書類をそろえて持参又は郵送してください。 その後資格審査を行います。(郵送の場合締切日必着)
-------	---



必要書類の補完	必要書類が不備な場合は、指定した期日までに書類を整えていただきます。 申込書により調査します。
---------	--



抽選通知書	抽選日時、抽選場所をお知らせします。
-------	--------------------



公開抽選	応募者が複数あった時は抽選します。 出席できない方については、当選者に限り、後日、結果をお知らせします。 欠席による異議申し立ては認めません。
------	---



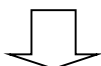
入 居 決 定

(注)入居辞退…申込及び入居辞退される方は、早急に申込先に連絡してください。
辞退の理由によっては、1年間申し込み出来ないことがあります。

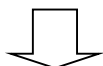
2. 入居決定から入居まで

以下の手続きにより行います。

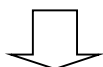
入居説明会の通知	入居決定された方に、説明会日程を通知致します。
----------	-------------------------



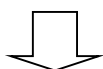
入居説明会及び入居手続き	入居の手続きと入居後の注意事項などを説明しますので、入居者本人または同居者が出席してください。 入居に必要な書類を配布しますので指定日までに準備してください。
--------------	--



敷金の納入及び請書の提出	<ul style="list-style-type: none">○ 敷金を指定日までに納付していただきます。○ 請書（※入居者の印鑑証明書と連帯保証人1名の印鑑証明書並びに課税証明書が必要です。） ※連帯保証人とは入居期間中に負うべきすべての責任（家賃納入、建物保管等）について、入居者と連帯して責任を負うことを言います。原則として町内在住者、入居者より所得が上回る方。
--------------	--



「カギ」の引き渡し	敷金を納付して請書を提出した日に「カギ」をお渡しします。
-----------	------------------------------



入居	入居可能日から入居できます。 ただし、入居可能日から2週間以内に入居してください。
----	--

4 町営単独住宅の申込資格

町営単独住宅に申込できるのは、入居者の資格を備え、原則として以下の条件①～④全て満たしていることが必要です。

※単身者(戸籍上配偶者のいない方)も入居できます。

＜入居者の資格＞1 から4のいずれかに該当。

1. 収入要件により町営住宅に入居できない方。
2. 現に町営住宅に入居していて高額所得者等に認定された方
3. 外国語指導助手
4. 災害により住宅が滅失した方

①住宅に困窮していること

★ 自己名義の住宅や共有名義の住宅を持つ方は入居することはできません。

ただし、事情により、持ち家を手放すことが確実である場合は住宅に困窮していると認められます。

★ 賃貸住宅等に住んでいる方は、これを証する契約書等を添付してください。

具体的には、次のような方が該当します。

- 例)
- 住宅用でない建物に住んでいる。
 - 部屋が狭い。
 - 他の世帯と、炊事場又は便所等を共同で使用している。
 - 家賃が高すぎる。
 - 家主等から正当な理由により立ち退き要求を受けている。
 - 通勤に時間がかかりすぎる。

尚、困窮理由によっては、証明する書類が必要な場合があります。

②町税等を滞納していない者であること

★ 納税証明書により確認します。滞納のある方は入居できません。

③入居者及びその同居者が暴力団員ではないこと

(1)入居申込者が暴力団員である場合には、入居できません。

(警察署に照会を行います。)

(2)入居者また同居者が暴力団員であることが入居後に判明した場合は、明け渡していただきます。

④同居者は親族であること

この場合の親族には婚約者も含まれます。ただし、婚約者については、入居可能日から3ヶ月以内に入居(入籍)できる方に限ります。

5 申込時に必要な書類

必要書類は持参又は郵送でも受け付けます(締切り日に必着)。

1. 町営住宅の入居申込について(申請) 様式1(町営住宅入居申込書)
2. 申込者の住民票謄本(同居親族がある場合はその方が記載された住民票謄本)
3. 戸籍謄本
外国籍の方は、在留カード、特別永住者証明書の写し(両面)
4. 各市町村で発行される最新年度の納税証明書(15歳以上で学生でない方)
★課税されている全ての税目について記載のあるもの(軽自動車税含む)
課税されていない方は課税されていないことがわかる証明書(非課税証明書等)
5. 完納証明書(滞納のない証明書)
★15歳以上で学生でない方は全員必要です。
6. 市町村長が発行する最新年度の所得課税証明書(扶養、控除の内容がわかるもの)
★毎年1月1日に住民登録していた市区町村の税務課等で発行します。
★15歳以上で学生でない方は全員必要です。
★入居する方(例えば、妻子など)が無収入の場合も必要です。
7. 入居資格等調書 様式6
8. 誓約書 様式7

その他必要な書類

内容	必要な書類
婚 約 中 の 方	婚約証明書(別紙)
パートナーシップ関係にある旨を宣誓した方	・パートナーシップ宣誓書受領証明書等それを証明する書類(ただし、秋田県が発行するものに限ります。) ※転入予定者であり、申込時に宣誓書受領証明書等の交付を受けられない場合は、転入予定者受付票の写し等
持ち家以外にお住まいの方	・賃貸借契約書(間取りが確認できる書類)
災害により住宅が滅失した方	罹災証明書等それを証明する書類

※学生・・・高校生以上

※戸籍謄本などの公的書類は、3ヵ月以内に取得したものを提出してください。

※その他、必要に応じて確認書類の提出を求めることがあります。

6 家賃一覧

住宅名	所在地	家賃
琴丘単独住宅 (平屋3DK)	三種町鹿渡字小瀬川家ノ上 52 番地 3	1 戸あたり 月額45,000円
八竜単独住宅 (平屋2LDK)	三種町浜田字大平 10 番地	1 戸あたり 月額45,000円
新八竜単独住宅 (平屋3LDK)	三種町浜田字大平 10 番地	1 戸あたり 月額50,000円
赤沼単独住宅 (2階3LDK)	三種町浜田字福沢 10 番地	1 戸あたり 月額50,000円

7 注 意 事 項

1. 申込についての注意事項

- (1) 入居申込書に添付書類を添えて募集期間内に提出してください。
- (2) 申込は、一世帯一戸に限ります。入居を希望する住宅名を必ず記入してください。
- (3) 申込書などに不正な記載があった場合は、無効となります。
- (4) 申込者が成人(18歳以上)であること。
- (5) 家族を不自然に分割または統合して申し込むことはできません。
- (6) 法律上の夫婦の方が、別居を理由に申し込むことはできません。
- (7) 申込書の同居親族欄に記載されていない方は、入居できません。
申込後の家族の増減変更は、出生・死亡以外は認めません。申込者本人が入居しなくなったときは失格です。
- (8) 募集期間終了後の申込書の内容変更は一切できません。
- (9) 婚約者と申し込む場合は、次の事に注意して下さい。
入籍後1ヶ月以内にそれを証明するもの(戸籍謄本、婚姻届受理証明書、住民票等)を提出していただきます。
- (10) 正当な理由がなく長期にわたって住民票と住所地が違う場合は、入居申し込みできません。
- (11) 自己の所有する持ち家がある場合は、申し込みができません。ただし諸事情により、持ち家を手放すことが確実である場合を除きます。

2. 入居にあたっての注意事項

- (1) 入居手続きの際に、敷金(入居時家賃の2ヶ月分)を納付していただきます。

(2) 町営単独住宅使用請書を提出していただく際に、連帯保証人1名の印鑑証明、所得の証明及び町税等の滞納のない旨の証明が必要となります。

※保証人になることができる方は、次の条件を全て具備してなければなりません。

- ①入居者と同等程度以上の所得を有する者
- ②原則として町内に居住し、独立の生計を営んでいる者
- ③現に町営住宅又は町営単独住宅に入居していない者
- ④既入居者のいずれの者の保証人にもなっていない者
- ⑤町税等を滞納していない者

(3) 申込書に記載された全員が入居可能日から14日以内に入居できない場合は、失格となります。(結婚予定証明者を除く)入居したことを証するために入居可能日から14日以内に町営単独住宅を住所とした住民票謄本を提出していただきます。

(4) 団地内では、犬・猫などの動物を飼うことはできません。

(5) 駐車スペースは各住宅ともありますが、2台のスペースがない住宅もありますので、駐車スペース以上の車は持ち込まないで下さい。

尚、大型車は認めていませんし、引越し時以外は駐車できません。

3. 入居後の注意事項

次のような場合は、入居されても退去していただきます。

- (1) 不正な行為によって入居したとき。
- (2) 家賃を 3 ヶ月以上滞納したとき。
- (3) 正当な理由によらずに、15日以上住宅を使用しないとき。
- (4) 住宅または共同施設を故意に破損したとき。
- (5) 周辺環境を乱し、または他に迷惑を及ぼす行為をしているとき。
(犬・猫等を飼育した場合のトラブルなど)

8 各種様式

- | | |
|--------------------------|-----|
| 1. 町営住宅の入居申込について(申請) | 様式1 |
| 2. 町営住宅の入居申込について(申請)の記載例 | |
| 3. 婚約証明書及び誓約書 | 様式4 |
| 4. 入居資格等調書 | 様式6 |
| 5. 誓約書 | 様式7 |

様式4の書類は必要に応じて、利用して下さい。